

規制区域の指定日(令和7年5月1日)をまたぐ許可・工事等の取り扱い

①一定規模超えの盛土・切土※1・土石の堆積※2

なし

手続き不要

あり

②旧法規制区域内の開発許可・宅造許可

許可あり

指定日前日の許可状況	旧法の規制区域	取り扱い
旧法の許可あり	内	旧法を適用
開発許可あり		

許可なし

③指定日前日までの工事着手状況

着手済

指定日前日の許可状況	旧法の規制区域	指定日前日の工事状況	取り扱い
旧宅造法の許可不要 (例)農地・森林での盛土・切土 土石の堆積 など	内・外	着手済 ※3	工事の届出 ※4
開発許可あり	外		
堆積条例許可、工作物(擁壁) 確認申請その他の盛土等	内・外		

未着手

④盛土規制法の許可申請が必要

※1:一定規模を超える盛土・切土

要件	①盛土で高さが 1m超 の崖を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を 同時に行い、高さが 2m超 の崖を生ずるもの (①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 となるもの (①、③を除く)	⑤盛土または切土をする 土地の面積が 500㎡超 となるもの (①～④を除く)
イメージ図					

※2:一定規模を超える土石の堆積

要件	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 かつ面積が 300㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 となるもの
イメージ図		

- 「崖」とは、地表面が水平面に対し**30度**を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のもの。
- 上記⑤または⑦の面積は、**30cm**を超える盛土・切土・土石の堆積が対象。
- ※3 工事着手の時点とは、工事現場において設計図書等と照合して行う最初の杭打ち等の土地の形質変更または土石の堆積が行われた時点です。
- ※4 指定日から21日以内に、工事の届出(法第21条第1項、第40条第1項)が必要です。また、届出後の計画変更により届出規模を超えて一定規模を超える盛土等を行う場合は、盛土規制法の許可が必要になります。